



佐賀県公報

平成20年
4月1日
(火曜日)
第13038号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 医療法に基づく保健医療計画の策定 (一九三・医務課) 一
- ◎佐賀県営林巡視員規程の一部改正 (一九四・林業課) 一
- 道路の区域の変更 (一九五・道路課) 一
- 道路の供用開始 (一九六・") 二

公 告

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業課) 二
- 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 三
- 清算法人南波多南部土地改良区役員の就任届 () 三
- 清算法人南波多南部土地改良区清算人の就任届 () 三
- みやき町営北茂安地区土地改良事業計画変更同意 () 三

○ 告 示

◎佐賀県告示第九十三号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項の規定に基づき、佐賀県保健医療計画を次のとおり定めたので、同条第十二項の規定により公示する。

(「次のとおり」は省略し、計画書を佐賀県健康福祉本部医務課及び県内各保健福祉事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成二十年四月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県告示第九十四号

佐賀県営林巡視員規程(昭和三十六年佐賀県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

佐賀県知事 古川 康

第三条第二項中「月2回」の下に「(県行造林のみを担当する場合にあつては月1回)」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年四月一日から平成二十年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		の変更前の別		区域	
	区	間	後	前	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一	九番一地先から	後	前	三一・八	四一・二
	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六二	三番一地先まで			八・四	
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一	五番一地先から	後	前	三七・三	一、三五五・〇
	佐賀市三瀬村三瀬字今原四六九	三番一地先まで			八・六	
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字宿一五五九	番二地先から	後	前	三〇・二	四一六・三
	佐賀市三瀬村三瀬字軽井谷五九	七番一地先まで			八・〇	
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一	九番一地先から	後	前	三二・〇	四一・七
	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六二	三番一地先まで			八・四	
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一	五番一地先から	後	前	二六・六	一、二九九・五
	佐賀市三瀬村三瀬字今原四六九	番二地先まで			七・三	
県道 三瀬栗並線	佐賀市三瀬村三瀬字軽井谷五九	七番一地先から	後	前	四二・〇	三九六・二
	佐賀市富士町大字下合瀬字山神	七〇八番一地先まで			七・〇	
県道 三瀬栗並線	佐賀市三瀬村三瀬字軽井谷六〇	四番地先から	後	前	一七・〇	三五七・六
	佐賀市富士町大字下合瀬字山神	七〇八番一地先まで			五・八	

●佐賀県告示第百九十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年四月一日から平成二十年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十年四月一日
 佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一九番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六二三番一地先まで	平成二〇・四・一
	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一五番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原四六九番三地先まで	
県道 三瀬栗並線	佐賀市三瀬村三瀬字宿一五五九番二地先から 佐賀市三瀬村三瀬字軽井谷五九七番一地先まで	"
	佐賀市三瀬村三瀬字軽井谷五九七番一地先から 佐賀市富士町大字下合瀬字山神七〇八番一地先まで	

○ 公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成20年4月1日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	氏名及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種	穂	苗	木	
485	灰塚 敏郎 佐賀市末広1丁目5番2号	○	○	○	○	灰塚育苗作業所 佐賀市末広1丁目5番2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鳥栖市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成20年4月1日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	高尾 隆彦	鳥栖市飯田町214番地 2	平成20年2月29日
"	執行 政次	" 江島町3255番地 7	"
"	緒方 辰男	" 牛津町909番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清算法人南波多南部土地改良区から次のとおり監事が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成20年4月1日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
監 事	前田 讓	伊万里市南波多町笠椎1602番地	平成20年1月29日退任
"	小松 和敏	" 井手野2467番地	"
"	前田 讓	" 笠椎1602番地	平成20年1月30日就任
"	小松 和敏	" 井手野2467番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人南波多南部土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨届出があった。

平成20年4月1日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
清算人	山口 二巳	伊万里市南波多町大川原3623番地	平成20年1月30日
"	竹内 繁見	" 府招3630番地 1	"
"	今坂 春義	" 古川628番地	"
"	前田 勝義	" 笠椎1835番地	"
"	山崎 未人	" 大川原4134番地	"
"	樋口 武俊	" 3633番地の 3	"
"	井手 幸男	" 小麦原208番地 5	"
"	齋藤 義輝	" 府招3256番地	"
"	井手 慶治	" 原屋敷31番地	"
"	井手 幸治	" 井手野2995番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年3月25日みやき町営土地改良事業（農村振興総合整備）北茂安地区の計画変更に同意した。

平成20年4月1日

佐賀県知事 古 川 康

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年四月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷